

平成 29 年 3 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

3月13日

江南市議会厚生文教委員会会議録

平成29年3月13日〔月曜日〕午後1時00分開議

本日の会議に付した案件

- 議案第18号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計予算
議案第21号 平成29年度江南市介護保険特別会計予算
議案第22号 平成29年度江南市後期高齢者医療特別会計予算
請願第12号 精神障害者の交通運賃に関する意見書提出を求める請願
-

出席委員（7名）

委員長	森	ケイ子	君	副委員長	東	猴	史	紘	君		
委員	河	合	正	猛	君	委員	野	下	達	哉	君
委員	古	池	勝	英	君	委員	伊	藤	吉	弘	君
委員	中	野	裕	二	君						

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗	本	浩	一	君	議事課長	高	田	裕	子	君
主査	長	谷	川	崇	君	主任	梶	浦	太	志	君

説明のため出席した者の職、氏名

教育長	村	良	弘	君		
健康福祉部長	丹	羽	鉦	貢	君	
教育部長	菱	田	幹	生	君	
高齢者生きがい課長	石	黒	稔	通	君	
高齢者生きがい課主幹	町	野	吉	美	君	
高齢者生きがい課副主幹	栗	本	真	由	美	君
高齢者生きがい課主査	葛	谷	美	智	子	君

高齢者生きがい課主査	安田裕一君
子育て支援課長	中村信子君
子育て支援課指導保育士	社本美恵子君
子育て支援課副主幹	向井由美子君
福祉課長兼基幹相談支援センター長	貝瀬隆志君
福祉課主幹	仙田隆志君
福祉課主査	瀬川雅貴君
福祉課主査	大池慎治君
健康づくり課長兼保健センター所長	倉知江理子君
健康づくり課副主幹	青山啓子君
保険年金課長	今枝直之君
保険年金課主幹	前田茂貴君
保険年金課副主幹	平野優子君
保険年金課主査	藤田明恵君
保険年金課主査	加藤あかね君
教育課長兼少年センター所長	稲田剛君
教育課管理指導主事	熊崎規恭君
教育課主幹	梅本孝哉君
教育課副主幹	横川幸哉君
生涯学習課長	茶原健二君
生涯学習課統括幹兼体育施設長	伊藤健司君
生涯学習課主幹	大塚將史君

○委員長 それでは皆さん、こんにちは。

きょうも、2日間の休みを挟んでの委員会でありますけれども、よろしく
お願いをいたします。

それでは、引き続き厚生文教委員会を開きます。

議案第18号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計予算

○委員長 議案第18号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 別冊の特別会計予算書の2ページをお願いいたします。

議案第18号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計予算でございます。

3ページから7ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算及び歳入歳出
予算事項別明細書を掲げております。

歳入でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税、下段、2款国庫支出金でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

中段、3款療養給付費交付金、4款前期高齢者交付金、5款県支出金でござ
います。

12ページ、13ページをお願いいたします。

6款共同事業交付金、7款財産収入、8款繰入金、9款繰越金でございま
す。

14ページ、15ページをお願いいたします。

10款諸収入でございます。

次に、歳出でございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

1款総務費から、36ページ、37ページの12款予備費まででございます。

なお、当初予算説明資料の48ページから50ページにかけまして、国民健康保険税現年課税分算出表を掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと存じます。

以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは2点ほど伺いますけど、1つは19ページのシステム改修でありますけれども、本会議で、平成30年に向けて、広域化に向けての制度改正に伴うシステム改修だという質疑があったんですけれども、改修すべき内容というのはどういうものが含まれているのかというのを改めてお聞きしたいのと、保険料の算定に向けて、資産割だとかそういうものを見直していくということがこの間ずうっと答弁されてきたんですけれども、その辺についてどうするのかと。

それから、この本会議で、3月定例会に提案をすると、正式な条例改正などについては来年の3月、それでは遅いんじゃないかと思うんですけれども、実際に4月からスタートするという点ではね。それで準備が整うのかというものがあるんですけれども、その辺はどうなんですか。

○保険年金課長　まずシステム整備と改修事業の内容でございますけれども、今おっしゃられましたとおり、平成30年度から国民健康保険が都道府県と市町村との共同運営となる制度改正を行いまして、それに伴いまして、被保険者の資格につきまして、それまで市町村の区域内に住所を有する者を被保険者としておりましたが、制度改正後は都道府県内に住所を有する者を被保険者とするということになります。つまり、都道府県内市町村間で転入・転出した場合には、その資格を継続するという取り扱いになるものです。

これに伴いまして、市町村は、市町村ごとに保有する資格取得・喪失年月日の情報を都道府県単位で集約する機能、また被保険者が同一都道府県内の住所異動をした場合に、資格取得・喪失年月日を確定し、市町村に提供する機能、また同一都道府県内で住所異動した場合に、市町村に対し、世帯の継

続性の判定に必要な情報や前住所地などにおける高額療養費の多数回該当に係る該当回数を提供する機能などを備えました国保情報集約システムの運用・管理を国保連合会に共同委託をしております。

市町村は、この国保情報集約システムと自治法の国民健康保険システムとを連携させる必要が生じてまいります。そのために、これに必要なシステム改修の費用につきまして、国民健康保険システム整備事業といたしまして、平成29年度当初予算におきましてお願いをしております。

また、その下のシステム改修事業でございますけれども、平成30年度からの制度改正に伴いまして、補助金の申請等に使用している事業実績報告書作成システムにつきましても、各種情報の管理の仕方やほかのシステムとの連携、集計方法の変更など、制度改正に適応するための改修が必要になってまいります。このため、国民健康保険システム改修事業といたしまして、平成29年度当初予算においてお願いをしております。

最初のシステム整備事業につきましては、国の制度関係業務準備事業費補助金が充てられるものでございます。2番目のシステム改修事業につきましては、特別調整交付金で充てられるものでございます。

続きまして、資産割の見直しの見通しでございますけれども、都道府県のほうで市町村の参考となるように示すことになっております標準保険料率につきましては、今、愛知県でさまざまな算定パターンで試算を行っており、それに基づいて協議をしているところでございますけれども、その算定方法につきましては、県全体の医療費の推計を行った上で、県全体の公費等及び市町村ごとに交付される公費等を加減算を行った上、県が統一的な賦課方式を定め、市町村ごとに利用水準・取得水準を考慮し、収納率を加味して、標準的な保険料率を算定するものとされております。しかしながら、県全体の賦課方式につきましては、今のところ3方式をもとに保険料率の算定を行っているものでございます。

今後、県下のほうで保険料率の賦課方式及び標準保険料率を将来的には統一するという方向性が国のほうでなされている中で、時期等はまだ検討段階でございますけれども、そちらのほうを念頭に置きながら、各自治体、賦課方式、保険料率を今後検討してまいります。

3点目でございますけれども、今のところのスケジュールの案といたしましては、平成30年の3月定例会におきまして必要な条例改正などを調べてまいる予定でございます。といいますのは、国のスケジュール及び県のスケジュールを踏まえますと、県は秋ごろと平成30年1月ごろに各市町村が徴収すべき標準的な保険料率の試算結果などを提示してまいる予定でございます。このスケジュールに基づきますと、江南市といたしまして、国保運営協議会などに保険料率をお諮りいたしまして最終的な条例改正を行っていくという流れになりますと、順調にいきましても、県が保険料率を示す1月下旬から2月上旬に国保運営協議会を行いまして、その後、直近の定例会でございます3月定例会でお認めいただくよう進めていくという流れでございます。

○委員長　　かなり苦しいというか、きつい内容になっていくなあとというふうに思いますけれども、都道府県統一でやった場合に、じゃあ今言われた異動した場合に、それがそのまま資格として残っていくと言うんですけど、保険税については住んでいたところによって違うんですよね。それはどういうふうになるんですか。

○保険年金課長　　今現在、資格の取得につきましては、異動日という形で記録管理をしておりますけれども、これに加えますと、新たに市町村による資格の管理の開始日というのを適用開始年月日と、これは仮称でございますけれども、位置づけることで、被保険者といたしましては県内で継続する形でございますけれども、新たに適用の開始年月日というものをつけ加えて、各自治体で保険料等の管理に反映するように使用してまいるものでございます。

○委員長　　きちんとね。

それからもう一点は、データヘルス計画の策定業務というのが33ページにあるんですけれども、今、もう平成28年度、平成29年度ということで書いてあるんですね、これ。

それで、第1期は平成28年度、平成29年度の2年間だったんですけど、今度は5年計画ということになるんですが、その理由と、もう一つは、このデータヘルス計画で、個人の健診の結果だとかそういうものもずうっと管理されていくことになっているんでしょうか。単なる健診率を上げるだとか、そういうあるやつの健診した後の人の事後ケアだとか、そういうものの計画だ

けであって、個人の健診結果というのはずうっとデータとして残されていくのか、管理されていくのかどうかということなんです。

- 保険年金課長　最初のデータヘルスの計画の期間でございますけれども、第3期特定健康診査等の実施計画や健康日本21計画との整合性を踏まえまして、複数年とすることとされており、第3期特定健康診査等実施計画や第3期医療費適正化計画の最終年度でございます平成35年度に合わせて、第2期計画の計画期間を平成35年度までとしたことによるものでございます。

それから、2点目のデータヘルス計画におけます個人データの管理でございますけれども、個人データの管理に基づきまして分析を行ってまいりますので、当然個人データのほうは今までのレセプト同様に管理をしておりますのでございます。

- 委員長　これがマイナンバー制度なんかによって全部統一されて、それが情報管理がきちんとされるかどうか。流出してしまうのではないかというような危険がないことはないんですけど、その辺のところはどうなんですか。

- 健康福祉部長　マイナンバーとの、まだナンバー的な連携までは行っていませんので、流出ということについてはまだないと考えておりますし、また流出しないように気をつけてまいりますのでよろしくお願いします。

- 委員長　最も重要な個人情報なもんだから、やっぱりきちっと管理のほうはお願いをしたいと思います。

ほかにありませんか。

- 古池委員　23ページの出産育児一時金ですね、これは国保で130人ということでございますけど、ほかの保険も入れますと何人ぐらい、いわゆる1年間で生まれた子供の数が出てくるわけですが、わかればと思いますが。

- 保険年金課長　これは国保の予算ベースで想定130人の枠でございますけれども、実際には100人未満ぐらいが、例年上下いたしますけれども、国民健康保険におきまして出生される方でございます。

人口におきます国民健康保険被保険者の割合といいますのが、大体二十四、五％でございますけれども、単純に4倍するというわけにはいきませんで、国保に加入している人間構成等を考えますと、ちょっと推測は難しいものと思います。

○古池委員　　あと、ここ5年ぐらいの出産の推移ってどれぐらいなんでしょうかね。ふえているのか、減っているのか。

○保険年金課長　　平成25年からでございますけれど、平成25年が102件、平成26年度が101件、平成27年度が65件、平成28年度が70件。

○委員長　　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時17分　　休　憩

午後1時17分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第21号　平成29年度江南市介護保険特別会計予算

○委員長　　続いて、議案第21号　平成29年度江南市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

この議案第21号と議案第22号につきまして、委員として発言をさせていただきたい件がありますので、委員長を副委員長に交代をいたします。

○副委員長　　それでは委員長にかわりまして、本席から議案第21号、議案第22号の採決まで議事を進めます。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長　　平成29年議案第21号について御説明申し上げますので、特別会計予算書の98ページをお願いいたします。

平成29年議案第21号　平成29年度江南市介護保険特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74億207万8,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。

第1表につきましては、99ページ、100ページに掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

第2条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

101ページから103ページには歳入歳出予算の事項別明細書を掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

それでは、介護保険特別会計の当初予算につきまして御説明をいたしますので、予算書の104ページ、105ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料から、はねていただきまして110ページ、111ページをお願いいたします。9款3項2目雑入、1節雑入まででございます。

次に、歳出でございます。

はねていただきまして、112ページ、113ページをお願いします。

1款1項1目総務管理費から、はねていただきまして136ページ、137ページをお願いいたします。7款の予備費まででございます。

138ページには給与費明細書を掲げております。

また、別冊の平成29年度当初予算説明資料の11ページの表の最下段に介護保険事業基金の状況を掲げております。62ページには、保険料（現年度分）といたしまして、所得段階別第1号被保険者数等について、63ページには、保険給付費と地域支援事業費の概要を記載しております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○副委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員　133ページの地域支援事業の13節委託料ですね、生活支援体制整備事業委託料ということで、生活支援のコーディネーターの配置というこ

とで、説明資料の65ページにもあるんですけども、ちょっと抽象的なもの
ですから、もう少し具体的に事業内容と、あと今後の取り組みの内容を、わ
かれば教えてほしいんですけど。

- 高齢者生きがい課長　　まず、当初予算説明資料の65ページに、包括的支援
事業といたしまして生活支援体制整備事業の説明書がつけ加えてありますの
で、まずこちらの説明をさせていただきますと、事業目的といたしましては、
地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、地域における支
え合いの体制づくりを推進するために生活支援コーディネーターを配置する
ものでございます。

生活支援コーディネーターの事業内容につきましては、地域の高齢者支援
のニーズの資源の見える化及び問題の提起、支援組織等多様な主体への協力
依頼等の働きかけ、3つ目としまして、関係者のネットワーク化、4つ目と
しまして、目指す地域の姿、方針の共有、意識の統一、5つ目としまして、
生活支援サービスの担い手の養成及びサービスの開発を行っていくものでご
ざいます。

これをもう少し詳しくお伝えしますと、高齢者の生活を支えるために、地
域での高齢者のちょっとした困り事に対応していただける地域での支え合い
をふやしていけるよう、地域の方と一緒にこの生活支援コーディネーターが
話しながら、そしてその話し合いが協議体となりまして、その活動の立ち上
げをサポートする役目を担っているものでございます。

あと、具体的に何をしていくかといいますと、まずはこういった生活支援
体制整備事業というものがあるといいうPR活動をしていきます。そして、
区や民生委員の会議とかに出向いていきまして、生活支援体制整備の、どう
いったものという、もっとさらに詳しい内容を伝えていきまして、区の努力
で活動したいという地域等が出てくるのを電話等で連絡していただいて、連
絡のあった地域にコーディネーターを派遣して体制を整備していくというも
のになっています。

- 森委員　　それでは関連で、その支援コーディネーター478万8,000円なんで
すけど、何人分の人件費で、どういう地域割りというか、進めていくのか。
- 高齢者生きがい課長　　この生活支援コーディネーターの配置でございます

けれども、社会福祉協議会のほうに3人の方を配置してまいります、このコーディネーターの人工といたしましては、お1人1人工ではなくて、1人3分の1人工を担っていただくということで、3人で1人工という人件費の計算がしてあります。

地区割りといたしましては、江南市には地域包括支援センターが3カ所ありますので、その区割りとしております。

○森委員 9人ではなくて3人で、社協の仕事をしながらこちらの仕事もやってもらおうという形になるのかなあと。

それで、いわゆる3人で1人分の人件費しかつかないということは、その1人分の人件費で3人は生活できないわけだから、ほかからも給料をもらいながらやるということになるわけで、それで今書いてある5つもの大仕事が本当にやっていけるんだらうかというちょっと心配はありますが、それぞれの地域で、今ふれあいサロンとかいろいろやっていて、もっとそれを区だとかそういうものを中心にして何かをつくり上げていこうと、協議体という話があったんですけど、そういうものをつくり上げていこうとすると、かなりやっぱりその地域に張りつかないとなかなか難しいんじゃないのかなあと、いうふうには思いますけれども、最初はこれでスタートしても、もうちょっと、3人は3人としても、3分の1ではなくて、ほとんどこれに没頭できる、少なくとも半分以上はこれに没頭できるような、そういうふうに変えていくということはあるわけですか。

○高齢者生きがい課長 そうですね。現在は、今から始まるということで、とりあえず3分の1の人工で始めてみようということと、現在、社会福祉協議会のほうは、今、委員言われたようにふれあいサロン活動ということで、その立ち上げにも携わっているということですので、そういったことで重なってくる仕事も出てくるかもしれないということで、今後、状況を見て見直しのほうをかけていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○森委員 よろしく願いします。

関連して、隣の地域支援事業ですけれども、5番のところに介護予防・生活支援サービス事業ということで出ています。その前のページに、もうちょっと詳しく地域支援事業費ということで、(1)(2)(3)とあるんですけども、

この一番メーンはやっぱり介護予防・生活支援サービス事業の1億9,522万7,000円だというふうに思うんですけど、実際にこれがどういうものかということ、さらにこれの内訳があれば出していただけるとわかりやすいんですけど。

○高齢者生きがい課長　　じゃあ今から、表のほうを作成してありますので、それをお配りさせていただきます。

副委員長さん、お配りしてよろしいでしょうか。

○副委員長　　どうぞ。

〔資料配付〕

○副委員長　　じゃあ、今配付した資料の説明をお願いいたします。

○高齢者生きがい課長　　今お配りさせていただいたものは、予算書の131ページをごらんいただきたいと思います。131ページの上段にございます地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業の中にあります介護予防・生活支援サービス費の1億8,883万2,000円の内訳になっておりますので、よろしくをお願いします。

この中にありますのは、まず訪問型サービスといたしまして、これは通常ヘルパーと言われているヘルパーサービスのものがございますが、現行型として3,500万7,000円を事業費として充てております。そして、緩和されたサービスでサービスAというものがございますが、そちらに854万2,000円というふうに予算を立ててあります。合計で、一番右側、4,354万9,000円を計上してあります。

そして、その下側、通所型サービスといたしまして、これはデイサービスのことでございます。従来型といたしまして、現行相当として1億1,482万2,000円を計上しております。そして、サービスAといたしまして1,028万3,000円を計上しております。短期集中Cといたしまして、これは従来の二次予防事業として体操教室をやっていたものですが、ここの予算が779万8,000円ということで計上してあります。その下、ショートステイにつきましても71万8,000円を事業費として計上させていただいて、合計で1億3,362万1,000円。

その下、給食サービスでございますが、こちらについては一般会計で手当

てしていたものでございます。1,166万2,000円を、今回、介護保険の特別会計のほうで予算立てをしたということで、合計で1億8,883万2,000円のほうを計上させていただいているという内容の表でございます。

○森委員　それで、この中から幾つか伺いたいんですけど、ちょっと給食サービスを先に伺いますけど、今までは1食当たり幾らということで、市が負担する分と実費相当分を利用者が負担をするというやり方をしていたんですけども、今度は、この介護給付というかこういう形になると、この負担はどなるんですか、本人の負担は。

○高齢者生きがい課長　総合事業に移行されましても、やり方といたしましては今までと同様で、本人さんは選ばれた給食のサービス事業所の250円を引いた差額分をお支払いいただくということで、介護保険の特別会計のほうからは250円分を補助していくということです。

○森委員　もう一つは、サービスAということですけども、なかなかこれを受けてくれる事業所があるのかどうかということが問題だったんですけども、ヘルパーとデイサービスとそれぞれどういう事業所が受けてくれたのか、本会議でも何か質問があったような気もしたんですけども、改めてお願いします。

○高齢者生きがい課長　総合事業の緩和されたサービスAを受け入れてくれる事業所につきましては、ヘルパーの関係は市内に13事業所ございまして、現在では5事業所が引き受けるということでいただいております。そして、そこに市外の事業所が1事業所加わりまして、合計で6事業所になっております。現在申請中のところが3事業所ありますので、合計すると9事業所になってくるのかなあというふうに考えております。

デイサービスにつきましては、市内24事業所中7事業所が既に契約を終わっているということで、そこに加えて、ただいま申請中のところが10事業所となっています。合計しますと17事業所のほうがサービスAをデイサービスでやっていくよということになって、その10事業所のうち、市内が8事業所、市外が2事業所ということになっています。

デイサービスについてなんですが、1日に利用できる定員のほうが、この17事業所で換算しますと94人がそれぞれに受け入れてもらえるよということ

になります。以上です。

○森委員　　そうすると、ヘルパーのほうが67人で、デイサービスのほうが38人ということなんですけれども、この67人とか38人というのは、これは現在サービスを受けている人なのか、今後の見通しなのか、その辺のところはどうですか。

○高齢者生きがい課長　　ヘルパーサービスにつきましては、現在利用している人はもうちょっと少ないので、平成27年度の利用人数に近い数字で計上してあります。67名というのは予定です。

　　デイサービスにつきましては、人数ではなくて実際に利用した日数とかで計算しまして、登録される人数というのを割り出していまして、38人というふうにしてあります。平成28年度の決算見込みとして、人数、デイサービスのほう、むつみと福祉センターで利用してみえる方が合計で49人見えますが、実際に毎週来てみえるというわけではありませんので、例えば毎週来たとしたならば平成29年度は38人だろうという予定をしております。

○森委員　　それで、このサービスAについてはかなり単価が下がると思うんですよね、実際に事業所に支払う単価が。特にヘルパーの場合は一軒一軒訪ねていくわけだけど、デイサービスは同じ場所に来てもらって、それで同じ事業所、24事業所中もう既に7事業所、今までもデイサービスをやっていたところがこのAも受けるということなわけですから、実際の運営というのはかなり難しいんじゃないのかなと思うんですけど。

○高齢者生きがい課長　　事業所の中で受け入れる定員のほうを決めてきているということですので、問題ないというふうに市では判断しております。

○森委員　　だから、1つの事業所の中で従来型とA型とで部屋を分ける、それだけの人数が集まってくればいいわけだけれども、そういうわけではなくて、一緒にやりながら介護報酬の請求はこの形でやっていくということになるんでしょうかね。

○高齢者生きがい課長　　今、サービス事業所のほうに確認をしているんですが、その内容としましては、パーテーションでちょっと仕切ったりしながら少人数の対応をしていくということでございました。

○森委員　　あと、ちょっと予算上のことでですけど、例えば今見た131ペー

ジの地域支援事業ですとか、その他についてもなんですけど、国の負担分が20%と3.61%、これは調整交付金だと思うんですけど、合わせても23.61%なんですよ。

国の負担金というのは本来25%、県がここにあるように12.5%、支払い基金、要するに40歳から64歳までの人が払う分が支払い基金を通じて28%、市町村が12.5%という、こういう割合でやってきたにもかかわらず、相変わらず国は25%に行っていない。

そうすると、第1号被保険者、要するに介護保険の該当する人たちは、22%だったのが、結局もっと、26.5%ですかね、これでいくと。26.39%か、26.639%払うということで、非常に高齢者への負担が重くなってきていると思うんですけど、この辺について、市のほうからは、県だとか国を通じて意見を出すとかということはあるんですか。

○高齢者生きがい課長　市からのそういった要望等につきましては、出されてはおりません。

○森委員　私は、もっと市長会だとか、担当者の会合だとか、そういうところを通じて、国に対してやっぱりきちんと。人口割合で人口の低いようなところに重く行って、江南市だとか、江南市が都市部かどうかはわかりませんが、そういうところの負担が非常に軽くされて調整されちゃっているという。本来の25%をやっぱり守って、さらに人口の低いところや何かについてはそれなりの負担を国がするというふうにしていかなきゃ、高齢者本人の負担ばかりがふえていくということになっていくと思うので、この辺のところはやっぱりいろんな機会を通じて声を上げていってほしいなあというふうに思います。

あと、ちょっと具体的なことで伺いたいんですけど、131ページの下の方、地域支援事業の一般介護予防事業で、一般介護予防事業実施委託料で何か7万5,000円というすごいささやかな金額があるんですけど、これはどういうものなのかということ。

もう一つ、認知症スクリーニングシステム運営管理委託料というのがあります、これはどういうものなのか、ちょっと教えていただきたい。

○高齢者生きがい課長　一般介護予防事業実施委託料の7万5,000円につき

ましては、これは今年度も実施いたしましたけれども、敬老会の折に柔道整復師の方に来ていただいて体力測定等をやっているもので、柔道整復師の会のほうに払っているものでございます。

認知症のスクリーニングシステムの運営管理委託料につきましては、ホームページのほうに、何か認知症の方じゃないかという、そのチェックをしていただくのがありまして、これがその更新料ですね。ということでございます。

○森委員 わかりました。

ただ、ホームページでこれをしていくだけでは、実際にはなかなか活用できないので、もっとこれを実際の場面で、相談体制だとか、認知症の相談システムだとか、機能だとか、そういうものをちゃんとして、窓口へ来てちゃんとこれが受けられるような、そういう体制をつくっていく必要があるんじゃないかなあと。私、そういうものになってくるのかなあと期待して見たんですけど、来年の認知症の……。

[発言する者あり]

○森委員 うん、これはホームページに載ってやるだけですけど、実際にはお医者さんがちゃんとこれを生かして相談に乗って、簡単な要するに検査ができると思うんですよ。そういうことをやっぱりやったほうがいいんじゃないかなあと。私、そういうものになってくるのかなあと。私、そういうものになってくるのかなあと。私、そういうものになってくるのかなあと。私、そういうものになってくるのかなあと。

○高齢者生きがい課主幹 ホームページで現在チェックできるほかに、窓口に認知症チェックリストというものの冊子を、こちらのほうは愛知県健康福祉部高齢福祉課から出されているもので、チェックできる内容を置いておきますので、それを個人でチェックしていただいて、御心配のある方については窓口及び地域包括支援センターにおきまして相談体制をとるようになっております。

○森委員 そういうのをもうちょっと、ただ置いてあってというのではなくて、もう少し積極的に活用してもらおうといいかなあと。

それからもう一点、介護予防講座会場借上料ですけど、実際にどういう形で予防講座が開催されていくのか。講師はどうするのかとか、講師料は出ないもんですから。

○高齢者生きがい課長　こちらの認知症の介護予防講座でございますが、高齢者生きがい課のほうで講師の先生は依頼させていただいて、派遣をしています。会場は市民文化会館で、今年度は市民文化会館で、小ホールでミウラ先生に来ていただいて講演をしていただきました。

講師の謝礼のほうでございますが、報償費としまして、今の地域支援事業、一般介護予防事業の8節の報償費の講師謝礼の中に派遣代が入っております。

○森委員　その1回限りということだね、そうすると。私、もっこの総合事業を進めていく上で、いろいろなところできめ細かく打っていくのかなあと思ったんだけど、まだそこまでは行っていない。

○高齢者生きがい課長　平成30年から認知症初期集中支援チームというチームをつくりまして、認知症の方の早期発見ということで対応していきたいというふうには考えておりまして、今、その先生方の対応をしているところでございます。

○森委員　もう一点、最後なんですけど、このパンフレットかな、ガイドブックというのか、これを見ていまして、これの3ページで、これから実際に利用の流れというのがあるんですけど、相談する人は、この表でいくと要介護認定を受けるか基本チェックリストを受けるかという、これは2本立てになっているのね。基本チェックリストを受けた人は、問題ないよという自立した生活への流れと、生活機能の低下が見られた方はそのまま介護予防・生活支援サービス事業を利用できますというところに行って、生活機能の低下が見られた方が要介護認定を受けるという方向に行っていないんですよ、この表では。

それで、ここがチェックリストでいわゆる次がはじかれていくんじゃないかということになっていくわけなんです、一般的に。この辺のところは、実際にはどういうふうにされるのか。

私は、一番最初に説明を受けていたときには、相談したらまず基本チェックリストを受けてもらって、その基本チェックリストが3つに分かれると、場合によっては、自立、それから生活機能の低下、介護認定と、こういうふうにとっていたんですけど、これでいくとちょっと違うんですよ。この辺のところはどういうふうには実際にはされるのか。また、もしこういうやり方

とは違うんだよと言ったら、ちょっとこれは訂正してもらわないといかんの
ですけど。

○高齢者生きがい課長　この総合事業の流れというか受け付けの仕方なんです
が、もし市のほうの窓口にお越しいただいた場合は、まず体の状態等をお
話ししていただくと同時に、利用したいサービスがもし決まってみえるなら
ば、その利用したいサービスを確認させていただいて、それが総合事業の中
で賄えるものなのか、いやいや、要支援認定・要介護認定を持っていないと
できないサービスなのかというのを同時進行して判断をさせていただいて、
チェックリストなり要介護認定を受けるという申請に移るのかというのをま
ず一番最初に判断をさせていただきます。すぐにチェックリストに入っ
てるのではなくて、このチェックリストに入る前にはいろんな相談、体の状況
とか家族の状況とか等を聞かせていただく、お話ししていただくというこ
とで進めていきます。

総合事業の中のサービスだけでおさまるような方でしたならば、体の状態
も見ますけれども、チェックリストで済みそうな方はチェックリストをして
いただくという判断をして、この図のように進めていくということで考えて
おります。

○副委員長　ほかに質疑は。

○野下委員　給食サービスについて2点、ちょっと伺いますね。

資料をいただいた給食サービスの中の給食サービスと、それからもう一個、
この中で135ページに、これは事業が違うのかなあと思うんですけど、ここ
にもう一個出てくるんですわ、金額が半額ぐらいで出てくるんですけど、そ
の事業費で。これは利用する方が違うのかとか、どういうふうに分け
られているのかというのを1点まずお聞きします。

○高齢者生きがい課長　135ページに給食サービスが載っているものは要介
護認定を受けられている方ということで、この表のほうにあるのは総合事業
に該当するという方ですので、要支援認定の方とチェックリストを受けられ
た方がこの表にあらわしてありまして、この予算書のほうにあるものは要
介護認定の方ということ。

○森委員　認定を受けて……。

○高齢者生きがい課長 要介護認定を受けて給食サービスを利用されている方ということです。

○野下委員 違うということだね、対象者がね。

○高齢者生きがい課長 はい。

○野下委員 じゃあ、もう一点。

あと、この給食サービスについてなんですけど、いろんなメニューがあると思うんですよね。最近は、いろんな高齢者の方もちょっとお病気を持っていらっしゃるとかで減塩だとかがあると思うんですけど、腎臓関係で、リンとかカリウムとか、こういう制限をされていらっしゃる方も見えるという話もちょっと聞いております。人数はわかりませんが、こういう方々に対しての給食サービスを利用する場合というのは、実際的に対応ができていいのかということと、対応ができていなければ今後これを考えていただくことができるかということで、ちょっとお尋ねします。

○高齢者生きがい課長 給食サービスにつきましては、現在6事業所ございまして、全ての給食をつくるサービスをしているところがそういった糖尿病メニュー等の対応はできませんが、中にはそういったサービスも承るよというところもございまして、そういったところにはお願いしてやっていきますが、ただ利用者の方によってはそういう細かく、こういったものはアレルギーがあるとか、こういったものは食べちゃだめだよという細かい対応までができていのかどうかはちょっと確認できていませんが、そういった要望が今後多いようでしたら、業者のほうとちょっと話を詰めていきたいと思えます。

○野下委員 そうですね。減塩関係は結構あるかわかりませんが、このリン、カリウムというのは、なかなか該当じゃないとわからないんでしょうけれども、その辺、ぜひこれから検討してもらえませんかでしょうかね、今の答弁ですから要望しておきます。

○副委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 56 分 休 憩

午後 1 時 56 分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、お伺いします。ただいま当局から提出されました資料につきまして、委員会の中でとどめておくか、議場配付とするか、いかがいたしましょうか。

[「議場配付」と呼ぶ者あり]

○副委員長 では、議場配付といたしますので、よろしく願いいたします。

議案第22号 平成29年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

○副委員長 続いて、議案第22号 平成29年度江南市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 特別会計予算書の140ページをお願いいたします。

議案第22号 平成29年度江南市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

141ページから145ページにかけて、第1表 歳入歳出予算及び歳入歳出予算事項別明細書を掲げております。

歳入でございます。

146ページ、147ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料、2 款使用料及び手数料、3 款繰入金、4 款繰越金、5 款諸収入につきましては、次の148ページ、149ページにかけて掲載してございます。

次に、歳出でございます。

150ページ、151ページをお願いいたします。

1 款総務費から、152ページ、153ページの 3 款諸支出金まででございます。

なお、当初予算説明資料の66ページに後期高齢者医療保険料現年度分算出表を掲げておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○副委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　　最初に、147ページに現年度分の普通徴収保険料とあります、5億2,522万4,000円。これの収納率の見込みというのをどのぐらい見ているのかということ。

それから、同じく滞繰分の普通徴収保険料の滞納者数と収納率をどのぐらい見込んでいるのか、まずそれをお聞きします。

○保険年金課長　　直近の普通徴収の収納率でいきますと、98.20%でございます。

滞繰分につきましては、32.5%でございます。

申しわけありません、滞納人数でございますけれども、直近はございませんで、平成27年度の年度集計で127人になります。

○森委員　　それで、この127人、平成28年になってこれが若干ふえているか減っているかですけれども、こういう人たちに対する短期保険証ですとか、差し押さえだとか、そういうようなものはないですね。

○保険年金課長　　はい、ございません。

○森委員　　それで、あと、この資料のほうに後期高齢者医療保険料現年度分算出表というのがありまして、所得軽減割ですとか均等割軽減というのがあるんですけど、それぞれ軽減率による人数、8,960人均等割軽減はあるわけですけど、人数でそれぞれ教えてほしいんですけど。

○保険年金課長　　まず所得割の軽減対象者でございますけれども、1,329人でございます。こちらのほうは、申しわけないですけれども、今年度の本算定時点での人数となります。

次に、均等割の軽減でございますけれども、こちらのほうは来年度の予算

編成時の推測数でございます。9割軽減が4,241人、8.5割軽減が2,046人、5割軽減が1,203人、2割軽減が1,470人でございます。

○森委員 社会保険被扶養者だった者はわかりませんか。

○保険年金課長 9割軽減の4,241人のうち、社会保険の被扶養者だった方につきましては900人を見込んでおります。

○森委員 軽減が現在こういう形で行われているわけですがけれども、実際にこれが今後見直しされるということなんですけれども、実際にはどういうふうに変わっていくのか。

○保険年金課長 具体的に申し上げますと、所得割額の軽減につきましては、全被保険者におきまして、所得金額の合計から33万円を引いた金額が58万円以下なら5割軽減をしておりましたところ、平成29年度からは2割軽減となるものでございます。また、平成30年以降は軽減が廃止されるというものでございます。

次に、被保険者均等割額につきましては、後期高齢者医療制度へ加入する直前に職場の健康保険などの被扶養者であった場合、所得割額を課さず、均等割額を9割軽減しておりましたところ、所得割額につきましては、これまで同様課しませんが、均等割額の軽減を7割軽減にするというものでございます。

均等割額の軽減につきましては、今後の話でございますが、平成30年度は5割軽減、平成31年度以降は資格取得後2年間のみ5割軽減と、段階的に廃止がされます。

○森委員 そういうことで、実際には今の支払っている保険料よりも、中には3倍とかになる人も出てくるんですよね。本当にこれが実施されると、もともと均等割を軽減するという所得の低い人を対象にした軽減制度なので、本当に大変な、今でも大変なのに大変なことになるなあということで、実際にはこれは、平成29年度はどういうふうにするんですか。

○保険年金課長 影響額でよろしいですか。

所得割額の軽減につきましては、平成28年度の本算定の数字で申しますと、対象者は先ほど申しましたように1,329人でございます。影響額といたしましては、平均でございますけれども、1万4,223円だった保険料が2万

2,757円となり、8,534円の増額となります。

被保険者均等割額につきましては、平成29年度は、社会保険の被扶養者につきましては対象者が900人と見込んでおりまして、4,600円だった保険料が1万4,000円となり、9,400円の増額となります。

○森委員　それで、これはいつ、どのように実施されるんですか。

○保険年金課長　保険料軽減特例の縮小・廃止につきましては、厚生労働省が素案を作成いたしまして、この決定に基づきまして広域連合は条例改正を行ったものでございますけれども、平成29年度の4月から開始ということでございます。

○森委員　平成29年度の4月から開始といっても、具体的には江南市の高齢者、被保険者に対してはどういうふうに通知されていくんですか。

その影響額は、今は平均的なことを言われたわけですが、江南市にとってはどのぐらいの影響額が出てくるんですか。

○保険年金課長　具体的な周知でございますけれども、広域連合のほうでポスターやチラシなどを準備しておるところでございますが、後期高齢者の保険料の本算定の関係もでございますので、6月もしくは7月前後というふうに考えております。

また、軽減割合減少に伴う影響でございますけれども、予想される影響額といたしましては、先ほどの1人当たりの平均増額を踏まえますと、所得割、5割軽減から2割軽減に変更となる被保険者の部分でございますが、影響額は1,134万1,686円でございます。

均等割、これは元被扶養者であった方についてですが、9割軽減が7割軽減となりまして、対象者900人に対して9,400円の影響があるということで、合計いたしますと846万円の影響額を江南市としては見込んでおります。

○森委員　将来的にはさらに、現在8.5割とか5割軽減の人たちも、さらにこれが、軽減の幅が縮小されていくということになるかと思うんですけれども、全く被保険者の皆さんにとっては知らされないまま突然値上げ、去年に比べてどんと上がるということになるわけで、この衝撃は極めて大きいものがあると思うんですけど、この間は6月か7月ごろで、本算定って要するに国保と一緒に8月ですよ。それまでは、だからほとんど知らされないま

ま、こういうことが突然送りつけられてくるということになりかねないわけですけれども、ことしのこの予算の中には、この影響額というのは、実際には反映されているんですか。

○保険年金課長　今回の均等割軽減対象の拡大や軽減割合減少で生じる保険料収入への影響額や一般会計からの繰出金の減額分、また保険料の歳入の増に伴います広域連合への歳出の増につきましては、改正の決定の時期と予算編成の時期との兼ね合いで、当初予算編成時には反映ができませんでした。

当面、決算状況を見させていただきまして、今後、必要に応じて補正予算を計上させていただくという形をとらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○森委員　条例改正だとかそういうものは当然必要になってくると思うんですけど、その辺はどうなの。これに必要なんですか。

○保険年金課長　条例改正は必要ございません。

○森委員　全部要綱でやられちゃうの。

[発言する者あり]

○森委員　広域が決めちゃったものだから……。

[発言する者あり]

○森委員　そうすると、本当に我々も全く手が出せないまま、こういうことが決められていってしまうという。今度、国保も広域化というような今流れがあるわけですけど、こういう本当に直接市民にかかわることで、全く我々が意見も何も言うこともできないまま決められていってしまうというのは、本当に理不尽というか問題だなあというふうに思います。以上です。

○副委員長　ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 16 分　　休　憩

午後 2 時 16 分　　開　議

○副委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで委員長席を委員長と交代いたします。

○委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時17分 開議

○委員長 休憩を解いて再開をいたします。

これから請願の審査に入りますけれども、当委員会に傍聴の申し入れがありました。傍聴につきましては、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可したいと思いますが、御意見はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 ありがとうございます。

御意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後2時18分 休憩

午後2時32分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第12号 精神障害者の交通運賃に関する意見書提出を求める請願

○委員長 続いて、請願第12号 精神障害者の交通運賃に関する意見書提出を求める請願についてを議題とします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をいたします。

○事務局 それでは、請願文書表をごらんください。

請願第12号、平成29年2月28日受け付け。

精神障害者の交通運賃に関する意見書提出を求める請願でございます。

請願者は、江南市高屋町八幡142番地、愛知県精神障害者家族会連合会江南地域家族会（藤花会）会長 野木森 隆。

紹介議員は、牧野圭佑議員、河合正猛議員、古田みちよ議員、東 義喜議員、山 登志浩議員です。

続いて、別紙1の請願文書をごらんください。

精神障害者の交通運賃に関する意見書提出を求める請願。

請願趣旨。

平素から、精神障害者の保健福祉施策の推進には格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、我が国における障害者福祉への取り組みは大きく前進しました。平成23年の障害者基本法の改正を初め、障害者総合支援法及び障害者差別解消法など、国内法が整備されました。

平成26年2月には、国連の障害者権利条約の締結国となりました。こうした法律等の目的でもある「障害の有無で分け隔てしない共生社会」を実現する上で、公共交通機関の果たす役割は重要であります。

精神障害者にとって定期的な医療機関への通院や、社会参加のための障害者施設の交通費の負担は大変です。他の障害者の運賃割引制度に比べおこなわれている現状があります。

請願事項。

政府に対して「精神障害者も他障害者同等に交通運賃割引制度の対象とするよう、交通事業者に強く働きかけていただく趣旨の意見書」を提出すること。

以上でございます。

- 委員長 この請願につきまして、意見陳述の申し出がありました。意見陳述につきましては、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て、当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べるができるということになっております。また、陳述出席者につきましては1名が希望をされております。

意見陳述を許可いたしたいと思いますが、御意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、意見陳述を許可します。

どうぞ前のほうに出てきてください。

陳述出席者の方に申し上げます。陳述をされる方はお1人でお願いをいたします。陳述時間はおおむね5分以内でお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いをいたします。

○陳述人 本日は意見陳述を述べると、ここで述べさせていただくという機会を与えていただきまして、厚く御礼申し上げます。

まず私自身の自己紹介と申しますか、立場の紹介から入らせていただきます。

私ども精神障害者家族会というのは、実は昨年までは3市2町ということで、お隣の犬山市さん、岩倉市さん、それから扶桑町さん、大口町さんの家族会と合同で尾北精神障害者家族会しらゆり会という名称で活動しておりました。ところが、実はそういったそれぞれの市町の特徴があって、家族会が一緒に同じあれで行くのはちょっと問題が、問題と言うとあれなんですけれども、ちょっと足並みがそろうところとそろわないところと、両面あるんですけれども、いい面とマイナス面があって、発展的に各市町でやっていこうということになりましたので、一応江南地域としましては藤花会という名前をかりて、市のマスコットキャラクターであります藤花ちゃんというのをもじって、藤花会という名称で今は活動しております。

私ども藤花会という活動なんですけれども、この活動につきましては、曜日関係なく毎月10日に、年12カ月ありますけど、10日に老人福祉センターの会議室を借りて勉強会をやっております。その藤花会という家族会の勉強会なんですけれども、今、メンバーが31名、江南で見えます。その藤花会ということで私たちの家族会の上部団体である愛知県の下で、下でというのはグループの中で、江南支部という形で、藤花会という名称で、現在、月に1回は集まって勉強会をやっております。

もう一つ、ハートフレンズという名称で、実は精神障害者の日中の居場所がない方に対して居場所づくりということで、それも同じ福祉センターの2階の会議室を借りて、毎週金曜日、ちょうど正午の、昼の12時から3時から

4時までぐらい、日中の居場所づくりという活動を支援しています。一応、名前はハートフレンズという名称を使っております。この動きにつきましては、岩倉市さん、犬山市さん、大口町さんも同じように、そういう居場所づくりをそれぞれの市町でやってみえます。

あとは、あとはと言うとあれなんですけれども、そういった活動を通じて、自助・共助・公助と言われる中で、お互い共助というところにウエートを置いて、実はこういった病気の家族を抱えた方々がお互いに助け合って、勉強会をして、できるだけ当事者の幸せを願って、親として、家族会として幸せを願って活動しております。それが従来しらゆり会という名称であります。

もう一点ですけれども、家族会という名前で尾北しらゆり福祉会というのが勝佐町にありますけれども、ほとんどの家族会は利用者がそこを卒業した人たちが家族会という形で独立して、もう今はそのしらゆり福祉会からも卒業した方々が、言われるところのA型作業所だとかそういうところへ、就労を経験するといいますか、そういう訓練するところを経て、勝佐にあるところはB型なものですから、今はA型と言われる就労移行みたいな感じで、少しでも賃金の高いところを目指して日夜努力しております。そういった前提で家族会が成り立っております。

今回のこの精神障害者の交通運賃に関する意見書提出を求める請願につきましては、実は以前、医療費でお世話になりまして、他の2障害と同じように今は一般医療費も全額無料になったということで、前もってこれはお礼を申し上げなければいけないんですけれども、それと同様な流れでして、実は交通費につきましても、まだまだ一般の公共交通機関と言われる、この辺で言いますと名鉄さんだとかJRさんを筆頭に、名鉄さんサイドの制度といいますか割引制度が身体や知的に比べておくと。

まず、これはおくれてもいたし方ないという部分はあるんです。当然、障害者の手帳制度そのものが、出発点が違いますので、歴史的にもそういった多分身体・知的の方々が勝ち取ったといいますか、前進させた流れの中で、身体は、私の聞いた範囲では昭和25年ぐらいからもうそういった割引制度があるようです。知的のほうは平成3年からというふうに私は聞いております。

精神も今少しずつ理解を得られて、公共交通機関である、こちら辺で言い

ますと名鉄バスさんですね。名鉄バスさんも少し、少しと言っては失礼ですね、前進して、割引制度が適用になりつつありますので、ここで実は愛知県議会のほうからも、昨年、本件と同じ意見書が出ておりますが、あわせて愛知県内の各市町村の議会のほうからも同じような趣旨の意見書を国に対して出して、公共交通機関、民間公共交通機関も含みますけれども、そういったところへも、強力に意見を国に対して述べて、国からまたそういった公共交通機関事業主に対して意見を述べていただくということでの私たちの家族会からの請願でありますので、ぜひ採択といいますか、御理解をいただけるようお願い申し上げます。

ちょっと長くなりましたけど、意見陳述ということで終わらせてもらいます。

○委員長　それでは、これより委員の皆さんから、今いろいろお聞きしましたけれども、陳述者の方に対して何か質問等ありましたら。

○河合委員　実際に、今、精神障害者というのは何人ぐらい見えるんですか、江南で。今、会員は31名だと言われたんですけど。

○陳述人　家族会のメンバーとしては31名ですが……。

○河合委員　全体は何人ぐらい見えるんですかね。

○陳述人　江南市の手帳取得者は751名というふうで私のほうは、江南保健所からの資料からいきますと江南市さんは751名という、1級、2級、3級も含めてですけれども、3級以上の手帳所持者は751名というふうで数字は聞いております。

○河合委員　その中で31名だけ、この会員になってみえる方は。

○陳述人　家族会としては31名だけです。要するに、実は家族会の31名の中でも、公にできる人と、やっぱりこういうあれなもんですから、隠したいという人も見えます。

○河合委員　もう一点、今までは尾北で、3市2町でやっていたよね。今回はそれぞれでやられるということなんだけど、犬山市は犬山市、扶桑町は扶桑町で、それぞれがやっぱり家族会を立ち上げてみえるんですか。

○陳述人　それぞれが今までやっていたんです。連携してやっていたことを、それぞれがそれぞれのやっぱり特色が各市町にありますので、分裂という感

じじゃないですね、発展的解消と言ったら聞こえはいいんですけども、それぞれが独立したほうがやりやすいという側面が出てきていますね。

○委員長　この請願について、それぞれのところにそれぞれの家族会から出されているかどうかということなんですけど。

○陳述人　これと同様の家族会からの請願は出ているはずですよ。

○委員長　それぞれところにね。

○陳述人　はい。

○河合委員　それなら、尾北何とかを残していったほうが本当はいいよね。

こういう請願を出すときに、単独で出さずに、全体で、3市2町で出したほうが結束力が強く感じるの、単独でよしかは、本当はそのほうがよかったかなあと思う。

○委員長　だけど逆に言えば、今まではそういう尾北でやるぐらいしか人がいなかったけど、だんだんそれぞれやっぱり公に名前も出して活動できる人がこれだけふえてきたということでもあるわね。

○河合委員　ふくらはどこに入るんだね、般若にあるふくらは。A型ある、あそこは。

○委員長　今言われた般若じゃなくて、あそこでしょう。

○河合委員　しらゆりは勝佐だけど、般若にもあるんだわね、ふくらという。あそこは何型。

〔「A型」と呼ぶ者あり〕

○河合委員　いや、般若にもあるんですよ。常時20人近く働いてみえるんですけど。あそこもそうですよ。

○委員長　あともう一つ、ハートフレンズは、前は愛栄通りにあったのが、今はいろいろあって福祉センターでやっているということですね。

○陳述人　はい、そうです。

○委員長　ほかにありませんか。

○野下委員　きょう、こういう形で請願を出されておまして、この辺でよく使うのは名鉄さんなんだろうけど、先ほどちょっとありましたんですけど、運賃割引は現実に今どの程度なんですかね、わかりますか。基本的には何割とかわかりますか。

- 陳述人 基本的には5割引いて半額になります。
- 委員長 それは、名鉄、JR……。
- 陳述人 こちら辺がそれぞれの事業主さんサイドの中で決められていることなものですから……。

[発言する者あり]

- 委員長 高速道路は半額ですね。ただし、精神障害の方は高速道路とか……。
- 陳述人 そういうのはおくらせています。
- 委員長 これも対象になっていないですか。
- 陳述人 いろんな事業主がありまして、交通費の助成である意味精神のほうがかち取ったといいますか、とれているのは、一応我々の認識では名鉄バスさんは精神障害者の方は5割引というふうで聞いております。問題は、問題と言ってはいけませんね、名鉄さんの鉄道のほうがおくらせています。
- 委員長 実際に利用するのは名鉄だけじゃないからね、JRもあれば、ほかの私鉄もあるわけで。
- ほかにどうですか。

[挙手する者なし]

- 委員長 それでは、いろいろお答えをいただきましてありがとうございます。ありがとうございました。
- これをもちまして、質疑を終結いたします。
- 陳述者の方は傍聴席のほうへお戻りをいただきたいと思います。
- 陳述人 どうもありがとうございました。
- 委員長 御苦労さまでした。
- それでは、これより審査を行います。
- 御意見はありませんか。
- お一人お一人意見を述べていただいたほうがよろしいかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。
- 伊藤委員 請願の趣旨にはいろいろ書かれてあって、私も全くそのとおりであります。
- この請願にありますように、障害者に関する法を少し読ませていただきま

した。国連で締結した障害者権利条約の第5条では、障害に基づくあらゆる差別を禁止し、第20条では、障害者自身がみずから選択する方法で、負担しやすい費用で移動を容易にすることと定めております。一方、国内法である憲法第14条では、全ての国民が法のもとで平等であり、差別されないことあり、また障害者基本法の第24条では、国・地方公共団体は、障害者と障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図るための必要な措置を講じるとあります。そして、障害者差別解消法の第3条では、同じく国・地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定・実施しなければならないことあり、障害者間の格差はこれらの法の理念や条文に違反していると私も考えるところでございます。

現在、障害者の方の交通運賃の割引については、身体障害者の方が平成2年2月1日から、知的障害者の方が平成3年12月1日から割引制度が実施されており、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス及びタクシーの運賃、そして有料道路の通行料が割引対象となっているところでございます。また、交通機関によってそれぞれ割引率は異なりますが、運賃などから、1割から5割の割引があるところでございます。ほとんど5割でございます。

こうした状況の中で、この請願にもありますように、精神障害者の方の定期的な医療機関への通院や障害者施設への交通費は、他の障害者の方と比較するとかなりの負担となるところでございます。

したがいまして、私も精神障害者の方への運賃にも割引制度の適用が必要であると、こう考えるところでございますので、意見書の提出については賛成でございます。以上でございます。

○委員長　　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、皆さん一人一人御意見を述べてください。

○中野委員　　私もちょっとたまたまA型事業所を運営している方と話す機会がありまして、なかなか現実的に仕事がなかったり働く場所がないというような現状もお聞きしたりしております。そういった現状を踏まえると、こういう精神障害の方が自立していく上では、この請願に対して同意いたしておりますのでお願いいたします。

○野下委員　　今、会長さんから現実のお話を聞かせていただいております。国のほうで障害者差別解消法とか総合支援法ができたという意味は、やはりそういう障害者を持っていらっしゃる方が平等にいろんな制度を受ける権利があるということだと思っております。精神障害者の皆さんにとりましても、運賃割引の制度がおくれているという現実でございますので、ぜひこの請願につきましても採択というふうにさせていただきたいと思っております。よろしくお祈いします。

○古池委員　　先ほどから述べられておりますように、ほかの障害者には全て割引制度をやっておみえになるというようなことで、平等に、この割引制度を精神障害者にもやっていただくようにしていただきたいというふうに思います。この請願については賛成いたします。

○河合委員　　請願趣旨のとおりだと思いますので、出してください。

○東猴委員　　河合委員が言われたように、出してください。

○委員長　　私も、今までも医療費などについても随分おくれたわけですが、こうした意見書を出していく中で世論が高まっていったというふうに思いますので、皆さん全員が趣旨に賛同ということでもありますので、できればそのようにいけばよろしいかというふうに思いますが、皆さんの御意見も尽きたようでもありますので、これをもって御意見をいただくのを終結いたします。

各委員の皆さんの御意見は採択ということでもあります。この請願を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしということでもあります。本請願は採択とすることに決しました。

請願第12号の採択に伴いまして、意見書について協議をお願いいたします。暫時休憩をいたします。

午後 2 時 57 分　　休　憩

午後 2 時 58 分　　開　議

○委員長　　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

今、意見書案の配付をいたしました。皆さんお手元に届いているかと思い

ます。

それでは、事務局より意見書案の朗読をいたします。

○事務局 お配りいたしました意見書案の2枚目をごらんください。

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用についての意見書（案）。

障害者基本法において、精神障害者は、身体障害者及び知的障害者と同じく「障害者」として定義されており、障害者の自立のための支援策として、社会参加や就労、雇用の促進が図られている。

こうした中、多くの精神障害者が、医療機関への通院や障害福祉サービス事業所への通所など、日常生活や社会参加のための移動手段として公共交通機関を利用している。

一方、各公共交通機関では、障害者向けに各種の運賃割引制度が実施されているが、対象者は身体障害者及び知的障害者に限定されていることが多く、精神障害者にとって経済的な負担となっており、自立や社会参加の妨げになっている。

昨年4月には、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行されるなど、近年、障害者のための制度改正が着実に進められている中で、こうした取り扱いの速やかな改善が求められている。

よって、国におかれては、精神障害者についても、身体障害者及び知的障害者と同等の運賃割引制度が適用されるよう、公共交通事業者に対して働きかけを行うなど、必要な措置を講じられるよう強く要望する。

この意見書案を、地方自治法第99条の規定により、江南市議会から、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣宛てに提出するものでございます。

以上でございます。

○委員長 ちょっと休憩します。

午後3時00分 休 憩

午後3時00分 開 議

○委員長 それでは再開をいたします。

ただいま意見書案について朗読をいたしました。

この意見書案について、何か御意見あるいは気づかれたことがありましたらお願いをいたします。

御意見ありませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、御意見もないようでありますので、意見書案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまお認めいただきました意見書案を議長に提出し、議会に提案、提出をいたします。

表を広げてください。

ここに提案理由が述べてありますけれども、この提案理由でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 よろしければ、この意見書案を江南市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、委員会提出議案として議長に提出いたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上で当委員会に付託をされました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

2日間にわたりまして、本当に熱心に御審議いただきましてありがとうございました。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午後 3 時03分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 森 ケイ子

厚生文教副委員長 東 猴 史 紘